

令和3年度（2021年度）  
第2回公共事業評価専門委員会  
会 議 録

日 時：令和3年6月3日（木）9：00～10：00

場 所：北海道第二水産ビル4階 4F会議室

**【出席者】**

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

**【事務局（北海道）】**

総合政策部計画局計画推進課長  
総合政策部計画局計画推進課課長補佐  
建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長  
建設部建設政策局建設政策課主幹

川村 秀明  
上坂 勇人  
中野 雅博  
今堀 浩一  
ほか

# 1 開会

## 2 議事

### (1) 令和2年度公共事業（大規模等）事前評価 継続審議地区の審議について [10地区]

#### 全員評価地区

「07-04 水産基盤整備事業 北海道津軽海峡地区」

【水産林務部水産振興課】  
（前回委員会の内容を踏まえ、資料により説明）

#### 《 質 疑 》

【中津川委員】  
今回の説明でおおむね分かったが、参考値（推定原単位）を示す位置付けを教えてください。

【水産林務部水産振興課】  
参考値は、これまでの事業の成果として、整備施設に実際に蝟集していることを示す値として位置付けている。

【中津川委員】  
それは理解しており、原単位を用いて便益を算定していることも理解したが、原単位と参考値が大幅に違っているため、参考値を示す意味をはっきりさせてもらいたい。

【内田委員長】  
参考値は精度の問題から、現時点では原単位として便益算定には使われていないものの、精度向上を図りながら、将来的には魚群の密度から原単位を設定して便益算定に使っていきたいということを事前説明で聞いたが、そのような位置付けでよいか。現時点では原単位と参考値のオーダーが大幅に違うため便益算定に使うことはできないが、将来的には水産庁でも参考値を便益算定に用いる動きがあるということだったと思うが、それでよいか。

【水産林務部水産振興課】  
そのとおり。

#### 《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】  
当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

#### 柏木委員担当地区（専決地区）

「07-01 水産基盤整備事業 日本海宗谷地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】  
（事業概要等について、資料により説明）

【柏木委員】（専決理由）

本事業を契機として対象魚種を増やしていくことは地域の水産業に対して重要な取組であり、B/Cも1を超えていることから専決地区と判断した。

## 《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 内田委員長担当地区（専決地区）

「07-02 水産基盤整備事業 石狩湾周辺地区」

「07-03 水産基盤整備事業 北海道南西部地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】  
（事業概要等について、資料により説明）

【内田委員長】（専決理由）

漁業者からの本事業への強い要望があり、緊急性も必要性も高いと判断している。  
石狩湾周辺地区について、B/Cは他地区と比べるとそれほど高くないが、1.20ということで投資効果はきちんとある。

また、最初のヒアリング時は全て魚礁にすればB/Cが上がるのではないかと感じたが、基本的には漁業者からの要望に基づいて事業内容を決定していると聞いている。

担当課からの説明を聞いた結果、重要性及び必要性が高いことから専決地区と判断した。

## 《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 中津川委員担当地区（専決地区）

「07-05 水産基盤整備事業 噴火湾周辺地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】  
（事業概要等について、資料により説明）

【中津川委員】（専決理由）

B/Cの考え方等についてはこれまでの説明で納得しており、地先資源を増やしていくことも非常に必要性があると考え、専決地区と判断した。

ただし、評価対象となっている水産基盤整備事業9地区について、本事業でサケは対象となっていないが、一般的に事業概要等でサケが不漁と説明されていることから、サケの回復を目指していると捉えてしまい、これが最初の混乱の要因になったと思われるため、今後の評価調書等には本事業の対象とする地先資源の位置付けを明確に記載してもらいたい。

## 《 当該地区の対処方針 》

### 【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 渡部副委員長担当地区（専決地区）

「07-06 水産基盤整備事業 北海道太平洋西部地区」

### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

### 【渡部副委員長】（専決理由）

この地区についても、北海道津軽海峡地区と同様の問題点が指摘されたが、事業自体の必要性や事業効果があることから、事業要望は認めるべきと考えて専決地区と判断した。

ただ、他の委員も同じことを気付いていると思うが、この地区は今回が初めての事業ではなく、これまでも同様の事業で整備を行っており、それによって漁業者も事業による効果を感じて継続的に事業を要望しているといった経緯があるにもかかわらず、ヒアリング時はそのような説明が全くなく、いろいろと問題があると感じた。

また、事務局説明資料の写真が9地区共通で、施設整備の効果があることを言いたい写真だということは分かるが、できるだけ各地区の内容や状況等が分かるような写真を貼付してもらいたい。

## 《 当該地区の対処方針 》

### 【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 厚井委員担当地区（専決地区）

「07-07 水産基盤整備事業 北海道太平洋中部地区」

### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

### 【厚井委員】（専決理由）

この地区は主にサケやサンマ等の回遊資源の割合が高いが、平成28年にロシア水域におけるさけ・ます流し網漁が禁止された影響を強く受け、回遊資源は記録的な不漁が続いていることから、カレイ類やタコ等の地先資源の増大を図るということで、事業の必要性は認められると判断している。また、B/Cは1.30と他地区よりやや低いが、事業費の算定項目等に問題ないことを確認しているため専決地区と判断した。

## 《 当該地区の対処方針 》

### 【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

### 中前委員担当地区（専決地区）

「07-08 水産基盤整備事業 北海道太平洋東部地区」

#### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

#### 【中前委員】（専決理由）

この地区も北海道太平洋中部地区と同様に、平成 28 年のロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止の影響でサケが急激に減っているほか、サンマの漁獲量も減少していることから地先資源を増大させていくということで、必要性及び緊急性が非常に高く、B/C も 2.21 となっていることから専決地区と判断した。

### 《 当該地区の対処方針 》

#### 【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 千葉委員担当地区（専決地区）

「07-09 水産基盤整備事業 北海道オホーツク地区」

#### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

#### 【千葉委員】（専決理由）

この地区は魚礁の整備がなく、増殖場のみの整備となっており、便益はコンブとウニだけで算定しているため、B/C は他地区より若干低くなっている。

また、便益は各事業者の所得に当たる部分、利益に当たる部分で算定されており、GDP などの算定と違うことから計算方法を見せてもらったが、水産庁から示された方法ということで、総所得ではなく、いわゆる利益部分を便益として算定していることが分かった。

それ以外はおおむね他地区と同様のため、専決地区と判断した。

### 《 当該地区の対処方針 》

#### 【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

---

### 厚井委員担当地区（審議地区）

「06-16 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業） 端野協和川向地区」

#### 【農政部農村計画課】

（前回委員会の内容を踏まえ、資料により説明）

### 《 質 疑 》

#### 【厚井委員】

第 1 回公共事業評価専門委員会では、既設排水路と新設排水路のそれぞれの集水区域が不明

瞭という質問をしたが、補足資料の内容で了解した。また、画面共有したインターネットの公開画像により、山林が畑より少し低くなっていることも分かった。

1点確認だが、補足資料の「今回（計画排水路）集水区域」で赤く囲まれた区域の上流側（左側）について、畑が分断されているように見えるが、微地形の場合における集水区域の決定方法を改めて教えてもらいたい。

【農政部農村計画課】

畑が分断されている区域は、現地の傾斜状況等を確認して集水区域を整理している。

【厚井委員】

今の説明だと現地で人が歩いて確認していると解釈できるが、地形データ等は参照しているのか。

【農政部農村計画課】

基本的に人が現地確認している。

【厚井委員】

個人的なイメージだが、人が現地を見て明瞭に分かるものなのか。

標高モデルのようなものであれば結構分かると思うが、人が現地を歩いて集水区域の境界を明瞭に分かると理解してよろしいか。

【農政部農村計画課】

地形図等の等高線でも基本的に確認するが、この地区はある程度一定の平坦な地域のため、現地を見れば分かる。

【厚井委員】

現地を見て分かるということであれば了解した。

【内田委員長】

厚井委員が質問した畑における集水区域の境界について、きちんと現地に行って歩いて確認すると直線で分けられるのかと疑問を持つ人もいると思うが、画面共有したインターネットの公開画像の1枚目で矢印の位置がこちらの認識と違うが、写っている道路はどこか。

【農政部農村計画課】

矢印は道路から左側を向いているという意味で表示している。

【内田委員長】

そういうことなのか。

【農政部農村計画課】

インターネットの公開画像では表現しにくいですが、奥に写っている林の根元部分が見えないため向こう側（排水路と逆側）に傾斜していることが分かるかと思われる。

【内田委員長】

見た感じが平坦であれば、厚井委員が言われたように現地を歩いて分かるのか。一方で、畑の中央が山のようになっていて傾斜があれば、整地も一緒に行った方がいいのではないか。

インターネットで公開されている地図でも等高線を見ることができ、確認してみると平坦になっているように見えたため、集水区域が多少大きくなった場合でも影響はほぼないという説明があると、より分かりやすいと思う。

歩いただけで集水区域の境界が直線で表示されるというのは、実際かなりのエキスパートを連れてきて集水区域の線を引いたのか。

集水区域が多少変わっても大きな影響はないことを、方針として示した方がいいと感じている。

【農政部農村計画課】

繰り返しになるが、基本的には地形図を見つつ、ある程度平坦な場所は地形図でも判断できないため、インターネットの公開画像では見えにくいところがあるものの、現地の農地の周りを専門のコンサルの担当者と振興局の職員が歩いて確認している。

【内田委員長】

現地で確認しているということであれば、これ以上特に議論しても仕方ない。

【柏木委員】

5万分の1程度の地図を見せてもらえればすぐ分かる話。現場に行けば恐らく分かると思うが、現場で踏査して集水区域を確定したと言えいいだけなのではないか。5万分の1の地図を見せてもらえれば判断できたと思う。

【渡部副委員長】

非常に平坦な場所で、補足資料で表示されている区域が感覚的に分水嶺になっていると理解しているが、畑の土を農家が少し大げさに耕して分水嶺が変わってしまうといけないため、本事業の排水路の計画はしっかり地元理解してもらう必要があるかと思う。

【内田委員長】

5万分の1程度の地図で等高線を示すことができるのではないかとというのが柏木委員の意見だが、そのような地図を探すことができなかったということか。

事業概要図は等高線が細かく表示された地形図を基に作成しているが、元の地形図はなかったのか。そのような地形図を示せば地形は明瞭になることから事前説明でも要望していたが、いかがか。

【農政部農村計画課】

細かい等高線が入った資料は確認できなかったため、ある程度大きな縮尺の図面をベースにしながら現地を踏査して確認し、この地区の集水区域を整理している。

【内田委員長】

事前説明の際に、地図の提示をお願いしていたが、委員会で示せるような地図を見付けることができなかったということか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。代わりに少しでも状況が見せられるよう、インターネットの公開画像から写真を3枚ピックアップして提示した。

【内田委員長】

了解した。

写真を見る限りでは微妙だが、現場を見た上で、集水区域がそこまで大きく変わるようなことはない判断されたということによろしいか。

【農政部農村計画課】

そのように判断した。

【中津川委員】

かなり平坦な地形のため、5万分の1の地図等から地形を読み取ることは恐らく困難だと思われる。

その意味で不自然なのは、集水区域の境界がほ場の中央に引いてあること。このような所に分水嶺があるということは理解し難い。仮に、平坦な地形の排水系統であれば、ほ場の全面積を集水区域とするような整理になるのではないか。ほ場の中央に集水区域の境界線を引いた根拠が本当にあるのか疑問である。

【農政部農村計画課】

繰り返しになって申し訳ないが、1枚のほ場が非常に大きいため、現地を確認した上である程度の分水嶺を判断して集水区域を確認している。

【中津川委員】

そうすると集水区域から除外する範囲からは、整備した排水路に絶対に水が入ってこないということか。

【農政部農村計画課】

そのように判断している。

【中津川委員】

そのように言われたら仕方ない。

【内田委員長】

専門家がきちんと現地を見て、畑の中央が隆起していて、畑の半分に降った雨のみが排水路に流下する地形になっていることを確認したと解釈した。

【中津川委員】

確認だが、今回の排水路の集水区域から外れた範囲は別の排水系統と考えてよいか。

【農政部農村計画課】

別の排水系統であることを確認している。

【中津川委員】

了解した。

【内田委員長】

これ以上は集水区域の決定根拠が出てきそうにないため、審議はここまででよろしいか。それでは当該地区の対処方針について、専門家が現地調査をして集水区域を設定しているということを踏まえ、事業要望を行うことは妥当と認めることでよろしいか。

【委員】

異議なし。

【内田委員長】

今後、このような案件がある場合には、現地を確認したとの説明だけでは理解が困難なため、資料等を示して根拠を示してもらいたい。

【農政部農村計画課】

了解した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

## 審議結果総括

### 【内田委員長】

以上で本日予定していた10地区の再審議を終了する。  
今回再審議した10地区については、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

## 3 その他

### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

本委員会は予定より早く終わったが、第2回北海道政策評価委員会は予定どおり11時からの開始とし、引き続きの出席をお願いします。

## 4 閉会